

令和3年8月27日

D P C 対象病院 連絡担当者 殿  
D P C 準備病院 連絡担当者 殿

厚生労働省保険局医療課

## D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出に係る手続きについて

日頃よりD P C 導入の影響評価に係る調査にご協力いただき、ありがとうございます。

D P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出を希望する病院は、「D P C 制度への参加等の手続きについて」（令和2年3月27日付け保医発 0327 第6号。以下「制度参加通知」という。）において定める届出様式を、地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

つきましては、令和4年度診療報酬改定時におけるD P C 制度への参加又はD P C 制度からの退出に係る届出を下記のとおり受け付けることとしますので、希望する病院は必要な届出書を受付期間内にご提出いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 届出の受付期間について

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）（**必着**）

※ 受付期間を過ぎた届出書は受理できませんので、手続きに漏れのないよう十分ご注意ください。

### 2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について

① D P C 準備病院であって、令和4年度診療報酬改定時にD P C 対象病院になることを希望する病院は、制度参加通知の「D P C 制度への参加に係る届出書」（別紙1）を1部提出して下さい。

なお、当該届出を行う時点で、制度参加通知の第1の1（2）に定める基準を全て満たしていることが必要です。

② D P C 対象病院であって、令和4年度診療報酬改定時にD P C 制度からの退出を希望する病院は、制度参加通知の「D P C 制度からの退出に係る届出書」（別紙8）を1部提出して下さい。また、D P C 準備病院を希望する場合は「D P C 準備病院届出書」（別紙13）を1部提出して下さい。

なお、本届出内容については、制度参加通知に基づき中央社会保険医療協議会に報告を行います。

### 3. 届出書の提出先及び照会先について

病院の所在地を所管する地方厚生（支）局医療課（別添参照）

#### 4. その他連絡事項について

D P C制度における医療機関別係数のうち、機能評価係数Ⅱの評価項目として、地域医療への貢献に係る体制を評価する「地域医療指数」があります。当該指数は、毎年10月1日時点における施設基準の届出状況、医療計画等への参加・指定状況等を対象となる病院から厚生労働省に報告いただき、その情報に基づき算出しています。

D P C準備病院であって、令和4年度診療報酬改定時にD P C対象病院になることを希望する病院は、令和4年度の医療機関別係数設定のために当該報告を行っていただく必要があります。詳細については本年10月上旬を目処に各病院にご案内する予定ですので、ご承知おきください。